

仕様書

1. 件名

令和7年度MICE向け誘致・参加促進用プロモーション映像制作業務

2. 目的

東京への更なるMICE誘致を推進するためには、MICE分野における開催都市東京の魅力や強みを効果的に発信していくことが必要である。

国際会議（以下「C」という。）の誘致プレゼンテーション等において海外の主催者（大学教授、研究者、学協会関係者等）に東京を選定してもらうため、また企業系会議及び報奨旅行（以下「M・I」という。）を主催するミーティングプランナーに東京を選定してもらうため、そしてMICE（国際会議、企業系会議及び報奨旅行等）参加予定者に東京の魅力を広く発信するため、それぞれの特性を踏まえた効果的なプロモーション映像を制作する。

3. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 委託概要

以下の3つのテーマにつき映像の制作及びスチール撮影を行う。

- (1) Cプロモーション映像（主催者向け）
- (2) M・Iプロモーション映像（主催者向け）
- (3) C、M・I共通の参加者プロモーション映像（参加予定者向け）

上記の映像制作に伴い、以下の業務を行うこと。

ア 企画策定

映像シナリオ（絵コンテ等の映像の流れが分かる資料等）の企画・立案

イ 映像・スチールの撮影、編集

映像シナリオに基づく映像の撮影（ハイビジョン）・編集

ウ 映像のデータ化

映像を動画データとしてメディアに記録

5. 委託内容

(1) 企画策定

前記3つの映像テーマについて、表1～3に記載する対象者・目的・上映機会・編集方針・内容（例）・前提とする情報・映像時間に基づいた企画書及び映像シナリオの作成。

[表 1 制作する映像①]

映像種別	C誘致プロモーション映像
訴求対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会議の主催者（学術研究者、大学教授、医師等医療従事者、産業団体等） ・国際会議運営会社（コアPCO）等開催地の決定権者
目的	東京をC開催地として選定してもらうため
上映機会	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会議招致プレゼンテーション ・C主催者のウェブサイト等
編集方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. C開催地としての東京の魅力を十分に伝える内容とすること 2. 躍動感のある映像を含めるなど、視聴者の興味を持続させるライブ感のある内容とすること 3. 開催地選定の投票権を持つ決定権者は主に外国人であることから、外国人の視点を十分に取り入れること 4. 一貫性のあるわかりやすい構成やストーリーとすること 5. 諸外国との関係、多様な宗教・文化等に十分配慮すること 6. 施設や街並みの緑、多様な参加者のコミュニケーション、地元との交流シーン等の視点を最大限映像に取り入れること
内容（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京の空撮（昼間、夜間） ・町並み、東京のランドマーク、食、自然、テクノロジー、サステナビリティ等 ・C主催者の東京開催後の感想 ・会議シーン（開会/閉会式、ウェルカムレセプション、セッション、バンケット等） <p>※期間内に実際の会議シーンを数回撮影予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議施設 ・宿泊施設 ・各種ツアー（観光ツアー、テクニカルビジット等） ・文化体験プログラム ・アクセス情報 ・空港や会場周辺のバナー等 <p>※東京の風景など共用可能なシーンは映像①②③共通で使用可。</p>
上記内容の前提とする情報	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影対象の国際会議は財団が指定する。 ・制作した映像は財団が誘致プロモーション活動で使用するだ

	けではなく、主催者、コアPCO等にも開催候補地として東京を提案する際のプレゼンテーション素材として提供することを想定。
映像時間	90 秒程度

[表2 制作する映像②]

映像種別	M・I 誘致プロモーション映像
訴求対象者	企業系会議及び報奨旅行の主催者、ミーティングプランナー等 開催地の決定権者
目的	東京をM・I 開催地として選定してもらうため
上映機会	・主催者向けプレゼンテーション ・M・I 主催者のウェブサイト等
編集方針	1. M・I 開催地としての東京の魅力を十分に伝える内容とすること 2. 躍動感のある映像を含める等、視聴者の興味を持続させるライブ感のある内容とすること 3. 開催地選定の投票権を持つ決定権者は主に外国人であることから、外国人の視点を十分に取り入れること 4. 一貫性のあるわかりやすい構成やストーリーとすること 5. 諸外国との関係、多様な宗教・文化等に十分配慮すること
内容（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京の空撮（昼間、夜間） ・町並み、東京のランドマーク、食、自然、ウェルネス、サステナビリティ ・M・I 主催者の東京開催後の感想 ・M・I 開催風景（パーティーシーン、セレモニー、式典） ※期間内に実際の企業系会議及び報奨旅行シーンを数回撮影予定。 ・グループアクティビティ（チームビルディング、文化体験、アウトドアアクティビティ等）の体験シーン ※財団より指示するプログラムの撮影、内容を盛り込むこと。 プログラム数は2件程度を想定。 ・パーティーアトラクション ・空港出迎え等 <p>※東京の風景等、共用可能なシーンは映像①②③共通で使用可。</p>
上記内容の前提	・撮影対象の企業系会議及び報奨旅行は財団が指定する。

とする情報	<ul style="list-style-type: none"> ・制作した映像は財団が誘致プロモーション活動で使用するだけでなく、主催者、ミーティングプランナー等にも開催候補地として東京を提案する際のプレゼンテーション素材として提供することを想定。 ・財団が指示するプログラム（東京クラフトジン蒸溜所見学、東京地産地染体験、チームクッキングのうち2つ）を映像に組み込むこと。
映像時間	本編 90 秒程度の完成映像に加え、上記に記載の財団が指定するグループアクティビティ及びパーティーアトラクションの各プログラムを、本編とは別にプログラム毎 1-2 分に編集した映像を作成すること。（上記に記載する財団が指示するプログラムから 2 つ）

[表 3 制作する映像③]

映像テーマ	C、M・I 共通の参加促進用プロモーション映像
訴求対象者	C、M・I 参加予定者
目的	東京の魅力を広く発信し、より多くの人に東京で開催される C、M・I への参加を促すため
上映機会	<ul style="list-style-type: none"> ・ C、M・I の前回大会 ・ C、M・I 主催者のウェブサイト ・ 財団のウェブサイト (Business Events Tokyo) 等
編集方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東京で開催される C、M・I へ参加したくなるような、東京の魅力を十分に伝える内容とすること 2. 躍動感のある映像を含めるなど、視聴者の興味を持続させるライブ感のある内容とすること 3. 外国人の参加を促すことが目的であるため、外国人の視点を十分に取り入れること 4. 一貫性のあるわかりやすい構成やストーリーとすること 5. 諸外国との関係、多様な宗教・文化等に十分配慮すること
内容 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京の空撮 (昼間、夜間) ・ 町並み、東京のランドマーク、食、自然、テクノロジー、ウェルネス、サステナビリティ、ナイトタイムエコノミー等 ・ 会議シーン ・ パーティーシーン ・ グループアクティビティの体験シーン ・ アクセス情報

	※東京の風景など共用可能なシーンは映像①②③共通で使用可。
上記内容の前提とする情報	・制作した映像は財団がプロモーション活動で使用するだけでなく、主催者、コアPCO、ミーティングプランナー等が参加者を募る際の利用も想定。
映像時間	本篇2分程度の完成映像に加え、30秒程度のダイジェスト版を作成すること

(2) 映像撮影

財団との調整を経た台本に基づき、以下の通り取材、撮影、編集、MA、オーサリング等を行い、完成させること。

- ・ 映像のアスペクト比率は16:9とする。
- ・ 撮影は、ハイビジョン（HD）方式により記録すること。大型スクリーン（200インチ程度）等での上映も考慮に入れ、相応の画質・品質とすること。
- ・ 動画撮影機材、録音機材、人件費、機材運搬費を含むこと。
- ・ 撮影時間には設営、リハーサル、撮影、撤去時間を含むこと。
- ・ 会場準備、照明・音響及びオペレーション要員を手配すること。
- ・ 撮影許可に必要な手続き及び調整について財団と協議の上進めること。
- ・ 動画の演出・構成は財団と協議の上決定すること。
- ・ 野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。
- ・ 撮影場所は、東京都内において実施するものとする。尚、具体的な撮影場所等は財団と協議の上で決定する。
- ・ 取材・撮影にあたっては、事前に日程、体制及び内容について撮影計画を提出し、財団の承認を受けること。
- ・ 事前に関係機関と十分な調整を行い、撮影許可手続きほか必要な手続き及び一切の業務を行うこと。
- ・ 制作期間中、随時、制作中の映像等を提出し、財団と調整しながら制作を遅滞なく進めること。
- ・ 共用可能なシーンは映像①②③共通で使用可。
- ・ 財団より映像等提供することがある場合、財団と協議の上、編集等について対応すること。
- ・ 財団の立会いのもと、事前に試写を行い、財団の承認を得た上で完成させること。なお、試写の結果、財団が修正を求めた場合には、速やかに修正を行うこと。
- ・ 映像の使用期間は概ね3年とする。素材（人物、音源等）等使用期限については可能な限り制限がないものが望ましい。

(3) 編集

- ・ 映像には原則ナレーションを使用しないこと。
- ・ テロップを挿入する場合は英語表記とすること。その際には英語を母国語とするネイティブのチェックを必ず受けること。

- ・ 財団による編集後の動画データ校正は2回以上を想定すること。
- ・ 動画編集に必要な東京の観光 PR 素材（写真、ロゴ等）を財団より提供することは可能。

(4) スチールカメラマンの手配

(5) 映像及びスチールのデータ化・納品

- ①納品データ：映像マスターデータ（尺ごとの映像素材全て）
電子データ（MP4 等 YouTube にアップロード可能なファイル形式）
- ②完パケ（HD）・白完パケ（HD）
- ③フッター（購入した映像・静止画等も含む）
- ④映像シナリオ
- ⑤写真データ（高解像度、低解像度）

- ・ 納品方法：格納媒体は原則 CD-R または DVD-R とする（1部）
- ・ 納品日：令和8年1月30日までに上記①②③を納品すること。
- ・ 本動画を財団が他のプロモーション活動等に利用するため、別途、第三者との契約による編集やDVD等の複製制作等ができるものとする。ただし、出演者との契約により二次利用ができない場合はその旨財団に通知すること。
- ・ 納品場所：財団の指定する場所

6. 支払い方法

契約代金の支払いについては、全てのデータ納品入稿完了後、別紙1「委託完了届」等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

7. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8. 秘密の保持

受託者は、7により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

7により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、7の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

10. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。

11. 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」**を踏まえ、別紙2「個人情報に関する特記仕様」に定められた事項を遵守すること。

*https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyokou.pdf

**https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkanriki_junimeji.pdf

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団

法人東京観光財団「サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

(3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

① 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(4) 本事業の遂行にあたり7により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

12. その他

(1) 納品データの不備が原因で、財団によるデータ使用に不都合が生じた場合、受託者は契約期間終了後であってもデータの修正対応を行うこと。その際の費用も契約金額に含むこととする。

(2) 成果物については、財団又は財団の承認を得た者の名において行う広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。

(3) 日程、参加人数、タイムスケジュール等手配条件が変更となる場合、受託者と財団両者調整の上変更する。

(4) 本契約に係る費用は、全て契約金額に含むものとする。

(5) 受託者は財団と綿密な連携を取ること。また本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては、財団と協議のもと進めること。

(6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議を行うこと。

(7) 感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

(8) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(9) 本委託契約は、令和7年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和7年度財団収支予算が令和7年3月31日までに財団評議員会で承認さ

れた場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団コンベンション事業部
電 話： 03-5579-2684